提出内容

受付番号	201901050000506698
提出日時	2019年01月05日16時14分

案件番号	155180734
案件名	「今後の住宅・建築物の省エネルギー対策のあり方について（第二次報告案）」に関する意見募集について
所管府省・部局名等	国土交通省住宅局住宅生産課 03-5253-8940
意見・情報受付開始日	2018年12月07日
意見・情報受付締切日	2019年01月05日

郵便番号	108-0075
住所	東京都港区港南１－９－３６　アレア品川１３階
氏名	一般社団法人ＺＥＨ推進協議会　代表理事　小山貴史
連絡先電話番号	080-3909-3699
連絡先メールアドレス	oyama@zeh.or.jp

提出意見	１）意見 　本案II.　２．(2)の「小規模住宅・建築物に掛かる省エネ基準への適合適否等の説明義務化」について賛成の意見を提出します。なお下記２）付帯条件を前提に賛成しております。委員の皆様の真摯なご審議に心より感謝を申し上げるとともに、子どもたちと人類の未来を守る視点でのより一層のご検討をお願い申し上げる次第です。 ２）付帯条件 1.省エネ施策のより一層の推進のために義務化される説明内容に加えていただきたいこと (ア)BELSの取得の推奨について 　長野県の地球温暖化対策条例において、建築主は住宅等の新築時に環境エネルギー性能に関する検討を行うことが義務化されています。その検討の際に最も有効な手法が一次エネルギー消費量の計算及びBELSの取得です。長野県が平成30年3月に行った建築事業者へのアンケートによれば、同県の小規模住宅の省エネ基準適合率は８３％（回答率約２割）となっており一定の効果が発揮されていることが推定されます。 (イ)ZEHに掛かる政策目標について 　第５次エネルギー基本で定められている2020年までに新築戸建住宅のZEH標準化、2030年までに全ての新築住宅の平均ZEH化等の政策目標について建築主に説明しておく必要があると思います。電力自由化を背景に住宅を取り巻くエネルギー情勢は劇的に変化していくことが予想され、ZEHの社会的必要性と建築主にとっての便益はさらに大きくなっていくと思われ、建築主に対する説明責任があると考えています。 2.高い省エネ性能を有する住宅の供給促進について 　住宅性能表示制度において、断熱性能は等級４、一次エネルギー消費量等級５が最上位の等級として定められています。一方、断熱性能においてはZEH強化外皮基準、ZEHの更なる強化外皮基準及びランクアップ平均熱貫流率の基準等が新設され、一次エネルギー消費量についてはZEH基準等により、さらに上位の省エネ性能への施策誘導が既に始まっていますので、住宅性能表示制度においてもさらなる上位等級を設定していただければ幸いです。 3.2030年、2050年までのロードマップの作成 　住宅は建築後に超長期に居住に供されるものであることから、新築時の低い省エネ性能によるロックイン効果を最小限に抑えるために、将来のロードマップを建築主および関連業界に示しておく

	ことが必要と思います。以前に「低炭素社会に向けた住まいと住まい方の推進に関する工程表」がとりまとめられていますが、その改訂版を希望いたします。また小規模住宅・建築物といえども省エネ基準適合率が高まってくれば、適合義務化に対する建築主や関連事業者の受容性も高まります。したがって、本案においても説明義務化の次の段階として、省エネ基準の適合義務化や住宅省エネルギー性能の表示義務化等に掛かるロードマップを改めて示すべきと考えます。 ３）背景 　平成30年12月に開催されたCOP24ではパリ協定の実施指針が採択されましたが、2020年までに各国の目標を再度見直し届け直すこととなっています。 　現在、世界すべての国が温暖化ガスの削減目標を達成したとしても今世紀末までにおよそ3度の気温上昇の可能性が国連により予測されていて、世界各国の目標の上方修正は待ったなしです。したがって、現在の日本の目標である2030年26%削減は上方修正せざるを得ない国際情勢になることが必至と思料されます。 　国連における議論では「私たちの世代は、気候変動の問題に気づいた最初の世代であり、解決し得る最後の世代である。」と言われています。気候変動に伴う外部不経済性は、その対策費用を大きく上回る可能性が高いことがIPCCにより指摘されています。現在から未来を見通すフォアキャスティングではなく、未来から現在の姿を考えるバックキャスティングで議論がなされることを望みます。 以上